

生物群集保護林における地帯区分設定の考え方（案）

【前回提示した考え方】

- 保全利用地区（バッファゾーン）は、原則として、既存の保護林区域内に設定する。
- 人工林に接する部分については、人工林施業の影響が保存地区（コアゾーン）に直接及ばないようにする観点から、当該部分に保全利用地区を設定する。（保護林区域に外接する既設保護樹帯の有無も考慮する。）
- 天然林に接する部分については、保全利用地区は設定しない。
- 保全利用地区は、原則として、樹高の概ね2倍程度以上の幅を持たせる（50m以上など）。
- 保全利用地区は、原則として、植生の変化する線、または、尾根線・谷線・幅のある稜線の肩の部分等の地勢線を利用して設定する。そのあたりに既設の小班界がある場合は、その小班界を利用して設定する。
- 保護林区域内の外縁部に既設の登山道等がある場合は、それらの施設敷が保全利用地区に含まれるようにする。

【面積が比較的小規模の生物群集保護林における地帯区分の是非】

- 生物群集保護林の指定は、林野庁の通達上は「原則300ha以上」の要件となっているが、地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理するという目的に照らして適当かどうかは、この面積要件に優先する。

(ただし、林木遺伝資源保存林については、基本的に、対象樹種の遺伝資源の保護を目的とする「希少個体群保護林」とする。)

- バッファゾーン設定の目的は、コアゾーンに外部からの影響が直接及ばないように緩衝の役割を果たすこと。
- 面積が300ha以下であるなど比較的小規模の生物群集保護林候補については、保護林区域内に特にコアゾーンとして守るべき区域がある場合を除き、人工林に接する部分にバッファゾーンを設ける必要はない。
 - ー 現在の施業方針では、皆伐を行う場合、尾根、斜面中腹、溪流沿い等を主体として幅員おおむね50m以上の保護樹帯を設けることとしており、保護林の区域内に改めてバッファゾーンを設けなくても影響緩和は可能。